



決算報告書

自 令和 6 年 7 月 1 日
至 令和 7 年 6 月 30 日

株式会社 スタッフアドバンス

福島県二本松市金色406-13-3-8



貸借対照表

株式会社 スタッフアドバンス

令和 7年 6月30日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 112,226,069】	【流 動 負 債】	【 61,890,011】
現金及び預金	6,858,786	買掛金	283,019
売掛金	45,763,486	未払金	3,021,464
貯蔵品	12,054	未払費用	35,120,092
立替金	216,420	未払法人税等	6,246,600
関係会社短期貸付金	59,000,000	未払消費税等	12,913,000
前払費用	203,740	預り金	1,505,003
未収収益	123,583	契約負債	954,141
未収入金	48,000	賞与引当金	1,846,692
【固 定 資 産】	【 11,252,668】	負債合計	61,890,011
(有形固定資産)	(1,200,000)		
車両運搬具	774,364		
工具器具備品	425,636		
(無形固定資産)	(6,750,000)		
のれん	6,750,000		
(投資その他の資産)	(3,302,668)		
敷金	404,000		
保証金	38,860		
繰延税金資産	2,859,808		
		純資産の部	
		【株 主 資 本】	【 61,588,726】
		資本金	20,000,000
		(利益剰余金)	(41,588,726)
		利益準備金	2,004,000
		その他利益剰余金	39,584,726
		繰越利益剰余金	39,584,726
		純資産合計	61,588,726
資産合計	123,478,737	負債・純資産合計	123,478,737

個別注記表

株式会社 スタッフアドバンス

自 令和 6年 7月 1日

至 令和 7年 6月30日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

イ 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。ただし、貯蔵品は最終仕入原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

収益及び費用の計上基準

企業、国及び地方公共団体等を主な顧客とし、人材派遣サービスを行っております。人材派遣サービスについては、人材派遣契約に基づき、派遣期間の稼働実績に応じて、収益を認識しております。

貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 4,889,276円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式） 400株

当期増加株式数（発行済普通株式）

当期減少株式数（発行済普通株式）

当期末株式数（発行済普通株式） 400株

一株当たり情報に関する注記

一株当たりの情報

一株当たりの純資産額 153,971円82銭

一株当たりの当期純利益 42,565円41銭

個別注記表

株式会社 スタッフアドバンス

自 令和 6年 7月 1日

至 令和 7年 6月30日

収益認識に関する注記

収益の分解情報

企業を主な顧客とし、人材派遣サービスを行っております。人材派遣サービスについては、人材派遣契約に基づき、派遣期間にわたり、その稼働実績に応じて、毎月請求を行うことから、こうした請求金額に基づいて収益を認識しております。人材派遣契約に基づく債権の回収は、請求後、概ね2か月以内に受領しており、短期間であるため、重要な金融要素の調整は行っておりません。

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。